

公 示 送 達 書

栗 原 市 告 示 第 248 号
令 和 8 年 1 0 月 2 日

宮城県栗原市長 佐藤 智



督促状（令和8年度固定資産税第1期）を下記の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であるため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、当市役所税務課に保管してありますから、来庁のうえ受領してください。

記

送達する書類名		督促状（令和8年度固定資産税第1期）
送達を受けるべき者	住 所	氏 名
	宮城県栗原市高清水豊田45番地	株式会社 トレード・ジャパン
	以下余白	

（注意） 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。